

【以下に該当する場合】

- A. 本学園の学生、生徒、児童、園児及び本学園で活動する公認団体
 - B. 本学園の学園校友会各会（後援会、PTA、父母会、保護者会、白鷗会、不知火会、同窓会）
- ※A 及び B 以外の個人又は団体についても、使用を認める場合がある

